

平成29年度実施監査等における要望事項の措置状況について

第1回定期監査 市民部（スポーツ推進課） 平成30年1月25日 青監第50号

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
1	スポーツ推進課	<p>○スポーツ振興基金について（今後の活用について）</p> <p>青梅市は、昭和58年にスポーツ振興を目的とした指定寄付を受け、青梅市スポーツ振興基金条例、同施行規則を制定、以降、市民や市内に活動拠点のある個人や団体の体育、スポーツおよびレクリエーション活動に対して援助や表彰を行い、市民の心身の健全な育成と社会体育の振興を図ってきた。この基金により、「スポーツ普及推進事業補助金」、「大会運営事業補助金」および「スポーツ育成強化事業補助金」を交付してきたところである。</p> <p>しかしながら、補助金の原資となるスポーツ振興基金は、平成29年9月末で4,400万円余の残高となっており、年々減少を続けている状況である。財源に限りがあるなか、この基金を原資とした補助金の対象者、支出額については、中長期的な視点で精査を行い、これからのスポーツ振興のために今後どのように運用していくのか、スポーツ振興審議会等において検討されたい。</p>	<p>平成29年度第3回スポーツ振興審議会から「スポーツ普及推進事業補助金」について、講師謝礼の基準額の見直しについて検討を開始した。</p> <p>市内のスポーツの振興のために、市内に活動本拠のある団体が行う自主的な取組は非常に重要な位置付けである。今後も社会情勢を踏まえ、必要に応じた中長期的な視点による精査を行い、対象者や支出額に関する見直しを行うとともに、スポーツ振興のための支援制度として継続していきたい。</p>
2	スポーツ推進課	<p>○スポーツ振興基金について（「青梅市スポーツ振興基金条例施行規則」について）</p> <p>補助金を交付するに当たっては、その対象事業にどのような効果があったか、社会情勢や市民ニーズの変化に対応したものとなっているか等、常に検証が必要である。特に毎年度交付される補助金は既得権化されやすく、また、補助金交付事務も慣例化しやすいことから、十分検証を行うことが重要である。</p> <p>申請書類等の審査は、個々の事業の内容や経費の執行が交付条件に適合しているか、また、当該事業がどのような成果を上げているか検証し、交付決定や金額確定について市の意思決定を行う作業である。</p> <p>「青梅市補助金交付規則」においては、申請書には補助事業等の効果を、実績報告には補助事業等の成果を記載することとしているが、「青梅市スポーツ振興基金条例施行規則」には規定され</p>	<p>「青梅市スポーツ振興基金条例施行規則」改正について青梅市スポーツ振興審議会での意見を伺いたい。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>ていない。</p> <p>補助事業の成果を明確に検証できるよう、規則改正について検討をされるよう要望する。</p>	
3	スポーツ推進課	<p>○青梅市体育協会補助金について</p> <p>青梅市体育協会は、健康で快適な市民生活の維持・向上に寄与することを目的に、スポーツ大会、講習会等スポーツの普及・振興に関する事業等を実施するとともに、スポーツ選手や団体の育成・強化に取り組んでいる。</p> <p>当補助金は、「一般社団法人青梅市体育協会補助金交付要綱」にもとづき交付され、人件費・事務費のほかに、協会加盟団体への助成金として充当されている。</p> <p>補助金交付による成果を検証し、使途を明らかにすることは重要な作業であるが、実績報告に添付された加盟団体への助成金に関する資料から、その成果を検証することは困難である。平成20年度に実施した体育協会の財政援助団体等監査における指摘を受け、加盟団体に対する報告書フォーマットおよび補助対象項目マニュアルにより確認しているとのことであるが、実績報告書には確認資料が添付されていない。</p> <p>補助金の使途・効果を明確にし、執行状況が確認できるよう、審査に必要な関係書類の添付を求め、体育協会への適切な指導を実施することを改めて要望する。</p>	<p>青梅市体育協会補助金について、平成30年度実績報告提出時においては、協会加盟団体への助成金の使途・効果を明確にし、執行状況が確認できる書類を添付するよう青梅市体育協会に指示した。</p>
4	スポーツ推進課	<p>○青梅市地区市民運動会等交付金について</p> <p>「青梅市地区市民運動会等交付金」は地区体育の振興とコミュニティの醸成を図ることを趣旨として、地区市民運動会ならびに地区体育の振興を目的とするスポーツおよびレクリエーション活動を交付対象事業として交付されている。</p> <p>交付対象となる青梅市自治会連合会の各支会等では、市民運動会を始め各種スポーツ大会等を実施しているところであるが、「地区体育の振興を目的とするスポーツおよびレクリエーション</p>	<p>青梅市地区市民運動会等交付金における対象事業および対象経費について、各交付団体で捉え方が様々であること、また、交付金の公平・公正性、透明性の確保といった観点から、交付対象事業および交付対象経費の明示について検討することとしたい。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>ン活動」として実施されている事業や、その支出として申請されている経費については、交付団体においてその捉え方が様々である。</p> <p>また、交付申請の際に予定されていた事業が中止の場合、事業変更等について所管課がどのように確認したか判断できる資料は添付されていなかった。</p> <p>交付金が公金である以上、その用途については、市民の理解を得られるものでなければならず、公平・公正性、透明性の確保といった観点からも、一定の基準を設け、交付対象事業および交付対象経費を明示することを検討されたい。</p>	

第2回定期監査 建設部（管理課、土木課、建築営繕課、計画保全課） 平成30年3月16日 青監第59号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	管 理 課	<p>○道路占用料の徴収事務について</p> <p>道路占用料の徴収に当たり、その基礎となる道路占用許可書について、控えが保存されていなかったことから、許可条件や減免の有無などの情報が不明である。</p> <p>道路占用料は、「青梅市道路占用料徴収条例」により、占用許可をした日から1か月以内に納入通知書により一括徴収するとされているが、納付書に納期限の記入のないもの、納期限の設定が1か月を超えて設定されているケースなどが見受けられた。</p> <p>また、同条例により、占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料は、毎年当該年度分を4月30日までに徴収すると規定されているが、7月5日を納期限とし、5月30日付けで発送されるなど、2か月のかい離があった。この占用の期間が複数年度であるものにかかる起案には、具体的な通知文の写しが1枚も添付されていなかった。</p> <p>条例にもとづいた適正な徴収事務により対応するよう要望する。</p>	<p>道路占用料の徴収にあたり、道路占用許可書の控えが保存されていない件について、3月1日から発行する占用については、道路占用許可書の控えを保存することとして、対応を図っております。</p> <p>また、徴収については、「青梅市道路占用料徴収条例」により1か月以内に納入通知書にて一括徴収することになっているので、本条例の遵守を徹底するとともに、今後は次により事務処理の適正を図ります。</p> <p>3月6日に翌年度の占用者に対して、事前の占用確認書（平成29年度末）を送付し、占用物件の詳細の把握を行い、その回答結果をもって3月20日までに占用物件の延長等の集計を行うことといたしました。</p> <p>また、請求については、4月2日付で、4月末日までに納付を完了するよう納入通知書を送付し、これに併せ調定処理を行うことを徹底いたしました。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>また、占用料については、金額が確定し、納付書が発行された時点で調定が行われず、納付後に調定を行っている。調定は収入の手続きの第一歩であり、収納する以前に行うことが原則となっている。会計事務規則にもとづいた、適正な調定事務を行われたい。</p>	
2	管 理 課	<p>○材料品の購入について</p> <p>管理課における材料品の購入に際し、市民からの通報等による素早い対応が求められることが多く、緊急補修対応に伴う購入として、各課契約の範囲内での随意契約が主となっている。</p> <p>できるだけ速やかに対応しようとする現状から、やむを得ない事情も理解するところであるが、競争性、公正性確保の観点から、契約課を通じて発注することが可能であるか検討するとともに、緊急時の限度額等の対応も契約課と協議し、より適切な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、各課で契約できる範囲での材料品購入においても、見積書や請書の徴取など、契約事務規則に沿った適正な事務処理に留意されたい。</p>	<p>材料品の購入については、複数社の見積もりを徹底し比較を行います。また、今年度これから購入を行う一部製品についても、これに従って行うことといたしました。</p> <p>また、建設部各課の契約事務取扱職員および全係長、課長、部長が契約課による研修会（3月12日）を受講し、適正な事務執行へ向けた意識の徹底を図りました。</p> <p>今後も、契約事務規則に沿った適正な事務処理を行ってまいります。</p>
3	管 理 課	<p>○ESCO事業による街路灯のLED化について</p> <p>平成29年度、街路灯LED化事業にかかるESCO契約を締結した。この契約にもとづき、本年度は契約事業者による現地調査、街路灯LED化工事が行われている。</p> <p>本委託事業は、コスト削減に加え、二酸化炭素削減、市内業者活用などの効果も期待される事業である。今後10年間の着実な事業執行に努められたい。</p>	<p>LED灯への交換工事は、今年度すべての交換を完了し、今後10年間の維持管理等の費用を合計し445,853,160円で契約を締結しております。</p> <p>来年度以降については、この契約額を10年分割で支払いをおこなってまいります。</p> <p>今後につきましても、ESCO方式で適切に事業実施してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
4	管 理 課	<p>○大雨等における応急対策業務委託および除雪作業委託について</p> <p>大雨等における応急対策や除雪作業委託については、それぞれ契約にもとづき、道路冠水被害や除雪の対応に当たっている。</p> <p>大雨や降雪等の自然災害に対しては緊急的対応が必至であり、前述の業務委託や除雪対応マニュアルの作成等により対応される場所であるが、委託仕様書の適宜見直しも含め、常時その対策についての検討・確認に留意されたい。</p>	<p>大雨等における応急対策業務委託の内容につきましては、市内業者41社と年度当初の4月に、業務委託を結んでおります。まず、応急対策の内容について、台風等により災害が発生する恐れがある場合には、委託業者全員に事前にFAXで、災害対応の準備を指示するとともに、災害が発生した場合には、担当地区の委託業者へ直接指示し、応急対策を実施しております。</p> <p>また、除雪作業委託につきましては、冬になる前の10月に除雪のできる業者に契約の意向調査および除雪機械の有無や作業員の人数の報告をいただき、除雪路線の割り振りを行うとともに、各業者と契約を締結いたします。</p> <p>今後とも、市民の安全を考え、適切に対応してまいります。</p>
5	管 理 課	<p>○道路台帳等の整備について</p> <p>道路台帳や河川台帳など、管理課における各種台帳は、システムにより管理されている。これらは、来庁される市民等からの情報照会や要望、苦情等に対する基本情報や東京都の道路現況調査の報告等に活用されている。</p> <p>地籍調査事業や橋りょう点検事業の推進と合わせ、各種台帳がより正確なものとなるよう努められたい。</p>	<p>管理課内において個別運用していた4システムを平成30年1月から1つのシステムに統合し運用を開始しました。このことにより課内での情報照会が容易に行え、市民等に対しても同様に1つの画面で対応が可能となりました。</p> <p>現在、実施されています地籍調査事業や橋りょう点検事業で得た情報等もシステムへ反映し各種台帳をより充実させてまいります。</p> <p>今後とも、道路台帳の管理を適切に行い、市民サービスの向上に努めてまいります。</p>
6	土 木 課	<p>○工事の施工について</p> <p>工事実施に当たっては、自然災害や土質による追加工事など、執行計画と異なる場合も多々想定される場所であるが、市民の安全と利便性を確保することからも、進捗状況を確認しつつ、可能な限り速やかに施工できるよう努力願いたい。</p>	<p>工事実施にあたっては、現地の状況を十分に反映した設計に努めるとともに、適切な工期を定め契約し、工期内完成に努めている。また、追加工事等が発生した場合にも、受注者と十分協議を行い、適切な工期を設定し、工期内に完成するよう進捗状況を確認しつつ、施工管理に努めていく。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
7	土 木 課	<p>○都市計画道路3・5・5号線の整備について</p> <p>本路線は、みちづくり・まちづくりパートナー事業として、東京都からの事務委託により、市が整備しているところである。</p> <p>また、街築工事に先駆け、電線類の地中化工事が行われてきている。</p> <p>今後も、土地所有者とも調整を図り、平成36年度の完成に向け、着実に事業推進願いたい。</p>	<p>本路線については、平成27年度、28年度に路線南側の電線類の地中化工事を実施した。</p> <p>今年度は、平成30年度実施予定の路線北側の電線類地中化工事に向け、その準備工として仮設道路工事を実施している。</p> <p>今後は、電線類の地中化工事が完了した区間から順次、街路工事を進め、並行して用地取得交渉を継続し、完成予定の平成36年度を目指して着実に事業を進めていく。</p>
8	土 木 課	<p>○土木補助について</p> <p>国庫補助金、都補助金いずれも市の予算積算より早い時期に次年度申請分を調書として提出している。現行制度にもとづく対応が原則ではあるが、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握するなど情報収集に努め、時機を逸することなく財源の確保に努力されたい。</p>	<p>国、都の補助金については、東京都から要望時期や新制度等について事前の情報提供がある。</p> <p>この情報を有効に活用するとともに、国や東京都における補助制度の動向を常に意識して情報収集に努め、補助金の活用を考慮した資金計画を基本に、財源の確保を図っていく。</p>
9	建 築 営 繕 課	<p>○新生涯学習施設（仮称）建設事業について</p> <p>青梅市民会館跡地に建設される新生涯学習施設(仮称)は、「青梅市公共施設等総合管理計画」において、公共施設再編モデルケースとしても検討されてきたもので、青梅市民会館、青梅市民センター、永山ふれあいセンター、釜の淵市民館の4施設の各種機能を集約化・複合化し建設されるものである。</p> <p>建設工事は、来年度早々に着工し、周辺道路の整備も併行して行われることから、土木課等とも連携し、中心市街地の活性化にも寄与する新たな拠点として、平成31年4月の開設に向け着実に事業を実施されたい。</p> <p>また、建設後の建物管理、メンテナンス、維持補修についても考慮し、長期的な視点でライフサイクルコストの縮減につながるよう対応願いたい。</p>	<p>新生涯学習施設（仮称）建設事業につきましては、2月27日付けで起工し（契約依頼票の提出）、工事の契約手続きを始めたところです。</p> <p>今後は、受注者の選定を経てから来年度早々に工事着手し、社会教育課や土木課などの関係各課と連携を図りつつ、平成31年4月の開設に向けて着実に事業を実施してまいります。</p> <p>また、工事に際しては、耐久性の高い材料や更新性・メンテナンス性に優れた材料を選定し、建設後の施設管理における長期的な視点に立ったライフサイクルコストの縮減を目指してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
10	建 築 営 繕 課	<p>○市有施設に関する保有データの活用について</p> <p>当市の公共施設の多くは老朽化が進んでおり、市では「青梅市公共施設等総合管理計画」にもとづき、公共施設の再編に取り組んでいるところである。</p> <p>建築営繕課においては、市有施設の工事台帳や施設台帳が電子データで管理され、修繕や改修計画、老朽化した施設の対応において、工事履歴の調査や施工方法の確認、不具合箇所の特典、更新時期の想定などに活用されている。</p> <p>今後もこれらのデータを有効に活用し、計画的な施設維持管理に努められたい。</p>	<p>建築営繕課が保有する市有施設の工事台帳や施設台帳等の電子データは、今後とも適切な更新と管理を維持し、老朽化した市有施設の対応に活用するとともに、計画的な施設維持管理に役立たせてまいります。</p>
11	計 画 保 全 課	<p>○橋りょう等定期点検について</p> <p>道路法施行規則の改正により、橋りょう等について、国が定める基準により、5年に1度の近接目視による定期点検が義務化されている。平成26年に着手した委託による橋りょう点検作業は、平成30年度で全ての橋りょうの点検が終了する予定であり、これまでの点検にかかる費用は、平成30年度の点検分も含め、総額で約9,400万円の見込みとのことである。</p> <p>担当職員の実務研修受講も実施しており、今後の点検について、職員による取組も視野に入れ、より効率的、効果的な実施方法を検討し、どこまでを委託するのか等、今後の点検実施の方針を早期に決定されたい。</p>	<p>現在、国は各自治体からの要望を受け、負担が少ない点検手法について研究を進めており、研究結果は、国が事務局となる「東京都道路メンテナンス会議」を通じ、各自治体に照会がされています。青梅市もこの「東京都道路メンテナンス会議」に参加しており、点検に関する様々な情報を得て、青梅市スタイルの点検方法を研究しているところです。</p> <p>市は、平成31年度末までに、橋りょうやトンネルの点検および補修等に関する計画書（個別施設計画書）を作成するため、「東京都道路メンテナンス会議」に直接アドバイスをお願いし、計画書策定に向けての作業に着手しました。この計画書を策定する中で、職員による点検を含めた経済的で効果的な点検等を検討してまいります。</p>
12	計 画 保 全 課	<p>○橋りょう点検の監督および職員の研修について</p> <p>平成29年度の橋りょう点検委託については、低価格での受注により、追加発注も行われている。適正な点検体制の確保のため、委託業務の監督を適切に実施するとともに、今後の橋りょう維持管理に必要な専門性や技術的知見を得るため、職員の研修参加については継続的に取り組まれるよう要望する。</p>	<p>今後も、橋りょう等を維持管理する上で必要となる様々な研修について、国や都から情報提供いただき、職員を継続的に参加させ、技術力の底上げを図りたいと考えております。</p> <p>また、今後は課内の職員だけが研修を受けるだけでなく、土木課や管理課の技術系職員にも研修に参加してもらい、建設部内の連携を図り、橋りょうの適正な維持管理に努めてまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
13	計 画 保 全 課	<p>○負担金の執行について</p> <p>厳しい財政状況のなか、各種負担金については、従来の慣行にとられることなく、必要性、利点等を十分考慮の上、無駄のない執行に努められたい。</p>	<p>厳しい財政状況を考慮し、各区市町村と連携した情報収集に努めるとともに、協議会に参加する必要性や利点等を十分考慮した上で、無駄のない執行に努めてまいります。</p>
14	管 理 課 計 画 保 全 課 〔 共 通 事 項 〕	<p>○現金等の管理について</p> <p>現金および切手類等の管理については、会計自己検査が行われていることもあり、適正な管理がなされているところである。</p> <p>諸証明手数料など窓口での現金收受や、納付までの保管、準公金の取扱いなどについては、今後も事故のないよう適切に行われたい。</p>	<p>管理課窓口での諸証明は、土地取引等に比例するため発行件数が年々増加している状況もあります。従来のやり方だけにとられず、金額、事務量に応じた処理の適正化を図ります。</p> <p>また、切手等の管理も、受け払いの管理を徹底し、人為的なミスの無いよう指導徹底を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。</p>
15	管 理 課 土 木 課 建 築 営 繕 課 計 画 保 全 課 〔 共 通 事 項 〕	<p>○備品等の管理について</p> <p>備品台帳の記載内容に不備があり備品の所在が容易に確認できないもの、所管替え手続が適正に行われていないものなど、青梅市物品管理規則および青梅市物品取扱要綱にもとづく適正な管理がなされていないケースが散見された。</p> <p>備品や材料品などの物品は、市民の大切な財産であり、青梅市物品管理規則においても、その保管にかかる物品を良好な状態で常に供用または処分することができるように整理し、保管しなければならないと規定されている。</p> <p>改めて、適正な管理を行うよう要望する。</p>	<p>備品の管理につきましては、課が所管する備品について、財務会計システムの記録管理の保管場所は、会計管理者と協議を行い、新たに長淵資材置き場について、2月26日に事務連絡を起案し追加した。その後、すべての備品について、確認も行き、台帳処理も完了した。</p> <p>今後は、職員に周知するとともに、保管場所の指定を依頼して、台帳の整理を適切に行ってまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
16	管理課 土木課 建築営繕課 計画保全課 〔共通事項〕	<p>○工事等の進行管理について</p> <p>現在、建設業の技能労働者の高齢化が進行しており、国土交通省においては、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが課題とされている。</p> <p>建設事業者の人手不足が懸念される中、今まで以上に厳密な工事等の進行管理が求められることに留意され、起工から完了に至るまでの手続については適切に対処されたい。</p>	<p>工事等の実施においては、都の積算基準等に準拠し適正な見積りで発注するとともに、工事工程等や必要な手続は、受注者から提出された施行計画書等により、確認を行っております。また、監督員は、工事現場を直接監督し、進捗状況等を確認するほか、大型の工事については、月ごとの出来高報告を求め、工事の進捗状況を把握するなど進行管理に努めております。</p> <p>今後も起工から完了に至る手続を適切に実行する中で進行管理に努めてまいります。</p>
17	管理課 土木課 建築営繕課 計画保全課 〔共通事項〕	<p>○技術職員の育成について</p> <p>新生涯学習施設(仮称)の建設、都市計画道路3・5・5号線の整備、街路灯のLED化や地籍調査など各種事業の執行、公共施設、インフラ資産の老朽化対策や計画的な管理など、市民が安全で快適に暮らせるまち、都市基盤が整う魅力あるまちの実現に向けて、建設部が果たす役割は多岐にわたるところである。</p> <p>建設部の職員には、市職員としての共通した資質向上に加え、専門知識の習得や技術的知見を広めることが求められる。</p> <p>今後も、専門的な行政課題や技術的な要請に対応できるよう、職員の研修機会の充実を図られたい。</p> <p>また、経験豊富な職員が持つ知識や技術の継承が、滞りなく進むよう留意されたい。</p>	<p>国、都および各種機関で開催される研修について、建設部内の職員が積極的に参加していく風土づくりを行い、専門知識の習得に努めるとともに技術力の底上げを図ってまいります。</p> <p>また、各課の再任用職員やベテラン職員の知識、技術を継承し日常業務の中で生かすことができるよう、課内体制の整備に取り組んでまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
18	〔全庁的共通事項〕	<p>○業務のチェック体制の強化について</p> <p>市民の市政に対するニーズが多様化・複雑化している中、適切なチェックが行われない場合、重大な事務処理ミスに繋がるおそれがある。</p> <p>日頃の業務の中に、市政への信頼喪失や市へ多額の損害を与えかねないリスクが潜んでいるという認識を持って業務にあたる必要がある。</p> <p>年月が経つうちに、業務の細分化・専門化等により、担当者以外のチェックが希薄になっていないか、各課において組織としてのチェック体制が機能しているかを、建設部のみならず全庁的に改めて確認願いたい。</p> <p>また、条例等に即して事務処理が行われているかどうか見直しを行うとともに、職場内で業務手順を見える化し、業務のスムーズな引継や事務改善につなげるよう対応願いたい。</p>	<p>今回の監査では、事務処理の基本となる条例や規則等に則った対応の不備が認められるとともに、担当者の異動等の際し、適正な事務処理が引き継がれないまま業務が執行されていたり、各課組織内のチェック体制が十分に機能していなかったことなど改めて認識する結果となりました。</p> <p>今後はこれらを踏まえ、職員の意識改革を進めるほか、29年度内に事務処理方法を適正に改善するとともに、各課チェック体制を強化することといたしました。</p>

財政援助団体等監査 まちづくり経済部（商工観光課）、青梅市観光協会 平成29年11月22日 青監第41号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	青梅市観光協会	<p>○経営自立化と資金の有効活用について</p> <p>観光協会の基本方針にあるとおり、観光協会は市および周辺地域と連携し、市の観光事業の振興を図り、地域経済の発展と文化の交流に寄与することを目的として事業方針を立て、その中で、観光協会の経営自立化に向けた取組も打ち出されているところである。</p> <p>今日まで様々な観光事業に取り組み、市の観光振興の一翼を担ってきたが、市の財政が今まで以上に厳しい状況である中、観光協会の経営自立化は重要な課題である。</p> <p>観光協会には、長年の観光事業運営により蓄えられた資金がある。今後の観光事業発展のため、目的をもった基金化等、理事会において検討されたい。</p>	<p>資金活用としては、アジア向けパンフレットの作成、東京都観光窓口（御岳インフォメーションセンター）の充実・拡大、ホームページの充実、推奨品土産品等の強化、青梅観光案内所の改修、岩蔵温泉オープンガーデン運営、旅行業の登録などを「青梅市観光協会パワーアップ2か年計画」として位置づけ、理事会、総会に諮り平成30年度から実施を予定しております。</p> <p>また、基金化については計画終了後に考えております。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
2	青梅市観光協会	<p>○会計処理について</p> <p>観光協会においては、会計を公益会計、収益会計、指定管理者特別会計に区分し、会計管理している。</p> <p>補助金については、公益会計で受入れ、一部を収益会計に繰出して事業を実施している。</p> <p>また、指定管理者特別会計からも公益会計、収益会計に繰出し、各会計間で繰入れ、繰出し処理を行っている。</p> <p>さらに、納涼花火大会の事務局にもなっていることから、会計処理が煩雑となっているのが現状である。</p> <p>様々な観光事業に関わる中で、補助金を受けている団体として、その使途が明確となるよう、最善の注意を払い適切な会計処理に努められたい。</p>	<p>収益会計における公益的事業については、繰出しを最小限にするために平成30年度予算から公益会計に組み替えております。具体的には、収益会計の枠組みとなっていた梅まつり実施事業を公益会計に組み替えをしております。</p> <p>使途が明確にわかるよう適切な会計処理に努めてまいります。</p>
3	青梅市観光協会	<p>○委託契約における透明性の確保について</p> <p>青梅市と締結している各種委託契約において、その業務を民間業者や地域団体に再委託を行っている。契約書では、再委託の際は書面により発注者の承諾を受けることとされているが、再委託に関する承諾書等を作成されることなく業務を実施していた。</p> <p>今後は、市の契約事務規則や随意契約の手引き等を参考に適切に処理し、市の観光振興を担う団体として、契約の透明性の確保に努められたい。</p>	<p>再委託の際の書面による報告は、市担当課の指導により対応しております。今後も透明性を確保するよう努めてまいります。</p>
4	青梅市観光協会	<p>○ホームページの充実について</p> <p>ホームページは様々な情報発信の手段として有効であるが、現在の観光協会のホームページは観光事業の紹介は掲載されているものの、協会組織に関する情報はなく、どのような団体なのか掲載されていない。</p> <p>一般社団法人青梅市観光協会定款第39条では、法人の事業報告および決算にかかる書類等を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとされているが、観光協会のホームページにおいても公開するなど、補助金に関する透明性を高め、観光協会の活動状況が広く市民に周知されるよう、ホームページによる正確な情報の発信、充実に努められたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、青梅市観光協会は組織に関する情報紹介ページ（概要、管理施設、財政状況等を掲載）を作成し、すでに掲載しております。</p> <p>また「青梅市観光協会パワーアップ2か年計画」において、ホームページの充実を図ることとなっております。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
5	商工観光課	<p>○補助金の執行について</p> <p>「一般社団法人青梅市観光協会に対する補助金交付要綱」にもとづき、観光協会には、運営費補助金と事業費補助金が交付されている。当該補助金の実績報告については、実績報告書が観光協会の予算書・決算書にもとづく科目で作成されていないことから、決算額の確認が煩雑で、申請書との相違や充当先がわかりにくい。</p> <p>申請書類等の審査は、個々の事業の内容や経費の執行が交付条件に適合しているか、また、当該事業が補助金の交付目的に対しどのような成果を上げているか検証し、交付決定や金額確定について市の意思決定を行う重要な作業である。</p> <p>補助金使途の明確化を図り透明性を確保できるよう、審査に必要な書類の添付を求め、観光協会への適切な指導を実施することを要望する。</p> <p>なお、人件費については、委託事業や指定管理業務への職員の関与の割合を合理的に算定し、補助金として支出される人件費とは区別されなければならないと考える。補助金の執行における人件費の使途については、実績報告書により確認されているところであるが、今後も適切な確認に努められたい。</p> <p>また、運営費補助金については、年度分全額を概算払により年度当初に一括払いで執行されている。この運営費補助金の内容は、人件費および管理費であり、人件費が96パーセントを占めている。</p> <p>人件費を前払することは、資金支出の実態からは適当でなく、今後は事業計画等による人件費支出見込みを確認した上で、年3回程程度の分割払にすることを検討されたい。なお、その際には観光協会の人件費支出に支障がないよう、補助金交付申請受理後、速やかな支出手続に努められたい。</p>	<p>これまで交付申請の説明資料には予算書の科目ベースで内訳が記載されており、実績報告書の説明資料には充当する事業ベースの内訳記載であったため、両者を直接比較することができず、確認作業が煩雑で分かりにくくなっておりました。</p> <p>平成29年度の実績報告および30年度の交付申請からは、補助金を充当する事業ベースの記載で統一するとともに、実績報告資料の内訳備考欄に決算書の該当科目を追記することにより、決算書との紐付けも行い、確認作業を容易にできるように改善しました。</p> <p>また、運営費補助金については、平成30年度から6月、10月、1月の3分割で支払いをすることとしました。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
6	商工観光課	<p>○契約における透明性の確保について</p> <p>市では、御岳本町駐車場等の管理委託について、観光協会との随意契約により事業を実施しているが、見積書の徴取方法など改善すべき点が見受けられた。</p> <p>また、当該契約では、再委託の際には書面により発注者の承諾を受けることとされているが、再委託に関する承諾書等を作成されることなく業務を実施していた。</p> <p>契約の透明性の確保については、市の契約事務全般において要望してきたところである。</p> <p>今後の契約に当たっては、公平・公正、透明性の確保に努められるよう要望する。</p> <p>なお、このことについては、商工観光課のみならず、全庁的に再確認を行っていただきたい。</p>	<p>御岳本町駐車場については、平成29年度からの御岳交流センター指定管理者の更新に合わせ一体的に管理ができるように変更しております。</p> <p>また契約については、全庁的に再確認を行ってまいります。</p>
7	青梅市観光協会、 商工観光課 〔共通事項〕	<p>○観光協会の自立に向けた取組について</p> <p>市の観光振興のため観光協会は、様々な観光事業に取り組まれているところであるが、市の財政が厳しい状況の中、その経営自立化は重要な課題である。</p> <p>今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や梅の里再生にかかる事業も視野に入れ、各種事業を実施するなど、市と観光協会が連携し、自立に向けた目標を具体的に定め、計画的に進められるよう期待するものである。</p>	<p>経営の自立化については、受託事業や指定管理事業の拡大、青梅大祭、つつじ祭りのイベントなどの駐車場事業の拡大、物品販売等の収益事業の拡大を予定しております。</p> <p>また、今年度旅行業登録を行い、新たな旅行商品を開発・販売を行う等、収益事業の拡大を目指すとのことです。</p> <p>おうめ観光戦略のコンセプトでもある「+1（プラスワン）おうめ！」を実現するため市と観光協会等が連携し各種事業を進めてまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
8	青梅市観光協会、 商工観光課 〔共通事項〕	<p>○おうめ観光戦略について</p> <p>平成29年からの3年間を実行期間とする「おうめ観光戦略」が策定され、平成32年に向けた目標や観光振興の方針、具体的な取組内容が示されたところである。</p> <p>ここに示された10の取組のうち、半数が観光協会を推進主体とするものとして挙げられている。</p> <p>今後、行動指針となる本戦略にもとづき、「何度も訪れたいくなる青梅」「年間を通じて観光客で賑わう青梅」「観光関係者が適切に稼げる青梅」の実現、地域の観光振興に向け、観光協会・観光関連団体・市が連携し、一丸となって取り組まれるよう要望する。</p>	<p>「おうめ観光戦略」に掲げたプロジェクトを具体的、効果的に推進するため、平成29年度には実働部隊としてそれぞれの観光協会を含む14人で構成する作業部会を組織しました。作業部会では実施に向けて議論を重ねております。</p> <p>今後も「おうめ観光戦略」で掲げた「+1（プラスワン）おうめ！」をコンセプトとして市をはじめ地域の観光関連団体、観光事業者と共に「オールおうめ」として、観光振興事業を取り組んでまいります。</p>